



長野県報

3月31日(水)
令和3年
(2021年)
号外

目次

条例

長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課） 1

規則

長野県県税に関する規則等の一部を改正する規則（税務課） 6

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。

(1) 不動産取得税

住宅の取得及び土地の取得に係る税率を4%から3%へと軽減する特例措置の適用期限を令和6年3月31日（改正前：令和3年3月31日）としました。

(2) 自動車税

ア 環境性能割の税率の適用区分の見直し

新たに設定された令和12年度（2030年度）燃費基準を踏まえ、環境性能割の税率の適用区分を見直しました。

イ 環境性能割の臨時の軽減の延長

自家用乗用車を取得した際の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を令和3年12月31日（改正前：令和3年3月31日）としました。

ウ 種別割の特例措置の見直し

環境負荷の小さい自動車を対象とした種別割に係る税率軽減の特例措置について、その対象からクリーンディーゼル車を除くなどの見直しを行うとともに、特例措置の適用期限を令和5年3月31日（改正前：令和3年3月31日）としました。

2 この条例は、令和3年4月1日から施行します。

条例

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第20号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第40条第12項第6号中「並びにこれを承諾する旨の押印」を削る。

第55条の11第3項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第6項中「記名押印しなければ」を「その氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

第65条第1項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項第1号のアの(イ)を同アの(ウ)とし、同アの(ウ)の次に次のように加える。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

第65条第1項第1号のイの(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第65条第1項第1号のウ中「又はトラック」を削り、同ウの(イ)中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号のオ中「第9条の4第5項」を「第9条の4第6項」に改め、同オの(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同オを同号のカとし、同号のエ中「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に改め、同エの(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同エを同号のオとし、同号のウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第65条第1項第2号のア中「第9条の4第6項」を「第9条の4第7項」に改め、同アの(7)のa中「第9条の2第16項」を「第9条の2第18項」に改め、同(7)のb中「第9条の2第17項」を「第9条の2第19項」に改め、同アの(イ)を同アの(ウ)とし、同(7)の次に次のように加える。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

第65条第1項第2号のイ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第8項」に改め、同イの(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第65条第1項第3号のエを削り、同号のウ中「第9条の4第10項」を「第9条の4第13項」に改め、同ウの(7)のa中「第9条の2第24項」を「第9条の2第29項」に改め、同(7)のb中「第9条の2第25項」を「第9条の2第30項」に改め、同ウを同号のオとし、同号のイ中「第9条の4第9項」を「第9条の4第12項」に改め、同イの(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同イを同号のエとし、同号のア中「第9条の4第8項」を「第9条の4第11項」に改め、同アの(7)のa中「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの（次項第3号において「」及び「」という。）」を削り、同(7)のb中「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第20項に規定するもの（以下この号及び次項第3号において「」及び「」という。）」を削り、同アの(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同アを同号のウとし、同ウの前に次のように加える。

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(7) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第22項に規定するもの（以下この号及び次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第23項に規定するもの（以下この号及び次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(7) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第65条第2項中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項第1号のア中「営業用の」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同アの(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60」に改め、同アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第65条第2項第1号のイを削り、同号のウ中「第9条の4第14項」を「第9条の4第15項」に改め、同ウの(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同ウを同号のイとし、同号のエ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第16項」に改め、同エの(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同エを同号のウとし、同号のオ中「第9条の4第16項」を「第9条の4第17項」に改め、同オの(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同オを同号のエとし、同項第2号を次のように改める。

(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第65条第2項第3号のエを削り、同号のウ中「第9条の4第21項」を「第9条の4第22項」に改め、同ウを同号のエとし、同号のイ中「第9条の4第20項」を「第9条の4第21項」に改め、同イの(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同イを同号のウとし、同号のア中「第9条の4第19項」を「第9条の4第20項」に改め、同アの(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同アを同号のイとし、同イの前に次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

(7) 平成30年轻油軽中量車基準又は平成21年轻油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第65条第3項中「次項」の次に「又は第5項」を加え、同条第4項中「第1項(第1号のアからウ)」を「第1項(第1号のアからエ)」に、「第2項(第1号のアからウまで)」を「第2項(第1号のア及びイ)」に改め、「規定は、」の次に「令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第31項に規定する方法並びに」を加え、「施行規則第9条の2第27項」を「同条第32項」に、「同条第28項」を「同条第33項」に改め、同項の表を次のように改める。

左欄	中欄	右欄
第1項第1号のアの(イ)	基準エネルギー消費効率であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の141
第1項第1号のアの(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号のイの(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162
第1項第1号のイの(ウ)及びウの(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号のエの(イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
第2項第1号のアの(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130
第2項第1号のアの(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号のイの(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144

第65条に次の1項を加える。

5 第1項(第1号のア及びイ、第2号並びに第3号のア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第1号のア、第2号及び第3号のアに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第1項第1号のアの(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の94
第1項第1号のイの(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第2号のアの(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第2号のイの(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第3号のアの(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第3号のイの(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項第1号のアの(イ)、第2号のイ及び第3号のアの(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87

第144条の2中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「起算して5年を経過する日までの期間内」を「令和5年3月31日まで」に改める。

附則第4条の4の4中「附則第4条の10」を「次項及び附則第4条の10第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の4の2第1項及び前条第3項の規定の適用については、附則第4条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに前条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附則第11条の2の5第1項中「、同条第1項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）及び「、特定保有株式」を削る。

附則第14条第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第16条第1項、第3項、第4項及び第7項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第16条の2第1項及び第3項並びに第17条の4第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第17条の5の5第1項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項の表中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同条第2項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第17条の6第1項中「第3項第1号」及び「第3項第2号」を「以下この条」に改め、同項第1号中「第3項第4号及び第4項第1号」及び「第3項第5号及び第4項第2号」を「以下この条」に、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第2号中「第3項第6号」を「以下この条」に、「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第3項中「、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「掲げる第69条の6の」を「掲げる同条の」に改め、同項第2号中「排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの」の次に「（第6項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）を、「この号」の次に「及び第6項第2号」を加え、同項第4号中「次項第1号」を「以下この条」に、「同条第1項第1号のアの(7)のb」を「同号のアの(7)のb」に、「同条第1項第1号のアの(イ)」を「同号のアの(ウ)」に、「次号及び次項」を「以下この条」に改め、同項第5号中「次項第2号」を「以下この条」に、「同条第1項第2号のアの(7)のb」を「同号のアの(7)のb」に改め、同項第6号中「第65条第1項第3号のアの(7)のa」を「第65条第1項第3号のアの(7)」に、「又は同号のアの(7)のb」を「（第6項第6号及び第7項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同号のアの(7)」に改め、「平成21年軽油軽中量車基準」の次に「（第6項第6号及び第7項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、同条第4項中「掲げる自動車」の次に「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「掲げる第69条の6の」を「掲げる同条の」に改め、同条第5項中「第3項（第4号及び第5号を除く。）」を「第3項第1号から第3号まで」に改め、同条第6項中「前3項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 次に掲げる自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）に対する第69条の6の規定の適用については、当該自動車が令和3

年4月1日から令和4年3月31までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの
(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第65条第1項第1号のアのイに規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの
(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの
(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成30年轻油軽中量車基準又は平成21年轻油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの
- 7 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の6第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの
(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第12項に規定するもの
(3) 軽油自動車のうち、平成30年轻油軽中量車基準又は平成21年轻油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(県民税に関する規定の適用)
- 2 この条例による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）附則第11条の2の5第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和3年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する規定の適用)
- 3 新条例附則第14条第1項、第16条第1項、第3項、第4項及び第7項並びに第16条の2第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する規定の適用)
- 4 新条例第65条及び附則第17条の5の5の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第17条の6第1項及び第3項から第8項までの規定は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(課税免除に関する規定の適用)
- 6 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による同条第1項に規定する基本計画の同意の日が平成30年4月1日から令和3年3月31までの間である場合における新条例第144条の2の規定の適用については、なお従前の例による。